

令和6年度東日本大震災に伴う経済支援

— 被災学生対象奨学金のご案内 —

東日本大震災により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
本学では、東日本大震災により甚大な被害を受けた学生のうち、各奨学団体奨学金（毎月定額の給付、一時金の支給等）への推薦を実施します。

※被災状況や家計状況により学内選考を行います。申請者全員が採用になるとは限りません。

(1) 支援対象者

以下の3点を全て満たす被災学生が対象となります。

- ① 本学に在学する正規生（学部生・大学院生）であること
※休学・留年・修業年限超過者は対象となりません。
- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること
 - 主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合
 - 主たる学資負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった場合
 - 主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、または「福島第一原子力発電所事故により警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

※主たる学資負担者の居住する家屋が「半壊」または「一部損壊」の場合は、対象となりません。

- ③ 震災後、家計状況が好転せず、経済的に困窮していること

(2) 申請方法

次の①～④の書類をとりまとめたうえ、郵送で提出してください。

なお、①～④の書類のほか、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ① 被災学生対象奨学金申請書
奨学金ホームページ (<http://www2.he.tohoku.ac.jp/shogaku/>) よりダウンロード
- ② 死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）等公的な証明書（いずれもコピー可）
- ③ 申請書記入の所得金額に関する証明書（チェックリスト参照）
- ④ 控除等に関する証明書類（該当者のみ：チェックリスト参照）

【送付先】

980-8576 仙台市青葉区川内 41
東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

※ 送付する封筒の表には、朱書きで「**震災奨学金申請書類在中**」と記入してください。

(3) 申請期間

6月17日（月） ～ 7月16日（火）（当日消印有効）

(4) 申請後の手続き

締切後、被災状況や家計基準に基づき学内選考を行います。内定となった場合には、学務情報システムにより連絡します。（※内定者以外の方への連絡は行いませんので、ご了承ください。）
選考の結果、各奨学団体奨学金への推薦候補者となった場合には、該当する奨学団体へ提出する願書を別に作成いただくことになり、奨学団体推薦後も奨学団体にて別途審査があります。

【問い合わせ先】

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係
（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F④番窓口）
〒980-8576 仙台市青葉区川内 4 1
電話：022-795-7816 （平日8:30～17:00）